



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2750号 2015.11.30 発行

リハビリテーション・サミット2015

産経新聞 2015年11月30日



いきいきと暮らすためにリハビリテーションの役割について語られたサミット

- 地域包括ケア推進へ
- 自助力の向上、支え合いを支援

国が推進する地域包括ケアシステムにおいてリハビリテーションが最大限に生かされるよう、国民や関連する専門職に普及啓発を図る「リハビリテーション・サミット2015」(全国リハビリテーション医療関連団体協議会主催)が、11月3日、「いきいきと暮らすためのリハ

ビリテーション～地域包括ケアを支えるために～」をテーマに東京都内で開催された。

サミットには医療や介護などに携わる専門職が中心に参加。まず、厚生労働省の三浦公嗣老健局長と公立みつぎ総合病院の山口昇名誉院長による講演が行われた。その後、シンポジウムに移り、「地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーションへの期待～そして私たちは～」をテーマに討論や報告が行われた。

冒頭、堀田聰子国際医療福祉大学大学院教授と座長の斉藤正身全国デイ・ケア協会会長が対談。堀田教授は、本人や家族が持続可能に暮らし、命を高め、そしてその人らしく生きるための「旅路の先の見通し」を立てることの大切さを強調し、「目標共同体が機能していくことが重要だ」と述べた。

続いて各シンポジストがそれぞれの立場から取り組みを報告。水間正澄日本リハビリテーション医学会会長は、「リハビリテーションは生活を支える医学であり、チームで取り組みながら地域で暮らせるよう支援することを目指す」と述べた。その上で、「リハビリテーション専門医は、本人が生活を再建し、その人らしい生活を続けていくための『かかりつけ医』として、地域包括ケアでも役に立つ存在であり続けたい」と言明した。

中村春基日本作業療法士協会会長は、現在、病院や施設、在宅において、21万人のPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚療法士)が自立支援に取り組んでいると紹介。今後はより地域にシフトし、一人一人の「生きる、住む、暮らす」を支えられる人材の育成が重要であると訴えた。

松田百合子日本リハビリテーション看護学会会長は、看護職の第一義的な責任は日常生活のパターンを保つための援助だと解説。医療の視点だけでなく、人間が生きていく営みとしての生活の視点を持って支援し、その人の強みや可能性に焦点をあてるという言葉に熱意を込めた。

日本リハビリテーション病院・施設協会の栗原正紀会長は「都道府県ごとに議論されている地域医療構想のなかで、医療機関の機能分化・連携の重要性と、チーム医療の必要性に言及。地域完結型医療提供体制が、安心・安全で自立した生活の継続と地域参加を支えて初めて地域医療がしっかりしたものになる」と述べた。

最後に、もう一人の座長である浜村明徳全国リハビリテーション医療関連団体協議会相

談役が総括。「私たちは人生のあらゆるステージで変化するニーズを踏まえて、その人の望む生活の実現を目指したリハビリテーションを実践します。さらに、住民の自助力の向上および支え合いづくりなどを支援し、地域包括ケアが全国各地で推進されるよう努めます」とした宣言文を発表し、サミットを締めくくった。

音声案内、自動で文字に 関西私鉄5社が実証実験 大阪日日新聞 2015年11月29日

関西の大手私鉄5社の駅構内や車両内で、乗客らに知らせる音声アナウンスの内容を自動的に多言語でスマートフォンに文字情報で表示するサービスの実証実験が始まった。鉄道業界初の取り組みで、日本語が分からない外国人のもてなしや耳が不自由な人の利便性向上につながる。

阪神電気鉄道、阪急電鉄、京阪電気鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道の5社が、音響メーカーのヤマハ（浜松市）と共同で実施。私鉄各社のアナウンスにヤマハが開発したシステム「おもてなしガイド」を活用する。

実験は各社の駅や車両を対象のアナウンスが流れている際、駅利用者や乗客が「おもてなしガイド」のアプリを使用すると、インターネットに接続しなくてもスマートフォンでアナウンスの内容を英語と日本語の文字で表示。一部で中国語、韓国語にも対応する。

近鉄の大阪難波駅ホームや南海の特急ラピート車内などに流れる自動アナウンスに連動した情報を流すほか、一部の対象エリアでは駅員や車掌の肉声アナウンスを収集し、話し方や表現の特徴を分析する。

分析結果を基に肉声のアナウンスをリアルタイムで文字情報化する機能や、日本語に続いて外国語で自動的にアナウンスできるサービスの準備を進める。

実験は来年3月31日までで、ヤマハは来年度からの実用化を目指す。同社は「外国人観光客の増加で、音声情報を分かりやすく伝える重要性は高まっている。高齢者や耳が聞こえない人の利便性も向上し、暮らしやすい社会づくりにつながる」と話している。

言葉話せぬまま10歳に

読売新聞 2015年11月29日

「父親が暴力」生後すぐ保護

女兒は車いすに座ったまま、職員の手を頼るように握る＝尾崎孝撮影

車いすに座った女兒（10）が音楽つき絵本のボタンを押すと、「幸せなら手をたたこう」の軽やかなメロディーが、静かな部屋に流れた。女兒は澄んだ瞳で絵本を見つめるが、歌を口ずさむことはない。

女兒はある障害児入所施設で暮らす。知能は1歳児程度という。時折、保育士の女性職員（35）の手を小さな両手で握り、胸元でぎゅっと抱きしめる。

生後1か月の頃、後頭部に脳浮腫ができ、重度の知的障害と下半身まひを負った。乳児院を経てこの施設に来てから間もなく9年、治る見通しはない。

児童相談所（児相）が10年前、女兒を保護した理由は「父の虐待」だった。

関係機関の記録によると、母はほとんど家に寄りつかない人だったという。女兒を産む時初めて、病院に行った。いわゆる「飛び込み出産」だった。

父は職を転々としつつ、女兒ら複数の幼子を世話していた。「顔色が悪い」と女兒を病院に連れてきた時には、すでに重症だった。

医師は検査の結果、脳浮腫は頭に外的な衝撃が加えられたことによる可能性が高いと判断し、児相に通告した。家族は「ミルクを飲まないの、父親が怒ってたいていた」と証言。父は否定したが、児相は虐待の疑いで女兒を保護した。



母は翌年、家を出たまま帰らず、失踪した。父は当初、月1回ほど面会に訪れていたが、ほどなく足は遠のいた。面会はもう2年、途絶えている。

「虐待によって取り返しのつかない重い障害を抱え、障害児入所施設で暮らす子供は数多い」と山梨県立大の西沢哲教授（臨床福祉学）は語る。「虐待による心の傷を癒やすのは簡単ではない。障害児は自分の気持ちをうまく表現できなかつたり、介助の必要があったりするんで、より手厚いケアが必要になる」

児童虐待が社会問題となる中、厚生労働省は、児童養護施設への職員増や専門職配置などに取り組み、里親支援も進めつつあるが、障害児入所施設への対策はまだ緒に就いたばかりだ。

同省では、児童養護施設などは児童の育成や虐待防止を担う「雇用均等・児童家庭局」が担当し、障害児入所施設は社会福祉政策を行う「社会・援護局」が受け持つ。西沢教授は「縦割り行政の弊害もあって、障害児入所施設の被虐待児は政策上、置き去りにされてきた」と指摘する。

それでも、現場は子供たちを見捨てるわけにはいかない。

女兒はこの施設に来た当初、表情に乏しく、人と目を合わせなかった。抱っこをすると体をのけぞらせて泣きわめき、職員が口元に持って行ったスプーンを払いのけた。人への不信感に満ちていた。

「少しでも家庭の雰囲気を感じてほしい」。誕生日にパーティーを開いたり、買い物に連れ出したり。職員らの主な仕事は障害児の介助で、虐待対応のノウハウは乏しいが、合間を縫って専門書を読み、医師に尋ねながら、親のつもりで愛情を注いできた。

女兒はここ1、2年、自ら職員の手を握って笑い、甘えるしぐさを見せるようになった。食事やおむつの交換も嫌がらなくなった。言葉は話せないが、人と触れ合おうとしているのが、職員はうれしい。

でも、週末になると、多くの子供たちが家族のいる自宅に戻るのに、女兒には帰る場所がない。18歳になれば、大人向けの障害者施設のほかに行く先は見つかりそうにない。

「家族に会えず、友達もいないまま、この子は生きていかなければならないのか」。やりきれない思いがあふれる。（増田博一）

◇施設の職員態勢

虐待を受けた子供は児童養護施設でも増えており、厚生労働省は、職員配置基準について「(小学生以上の場合)6人に1人」だったのを順次改善し、今年度は「4人に1人」へと引き上げた。障害児入所施設は「知的障害児4.3人につき1人」などで据え置かれたままで、同養護施設の基準を下回る形となった。

そばに心理士 表情戻った 予算不足課題 配置進まず

読売新聞 2015年11月30日

西日本のある障害児入所施設は6年前、臨床心理士を雇い、倉庫を改造してカウンセリングルームを作った。カーペット敷きの20畳ほどの室内には、人形やボードゲームなどが並び、「箱庭」と呼ばれる砂入りの箱が置いてある。

この施設では、親の暴力や育児放棄が理由で児童相談所（児相）に保護された子供が、4割を占める。

自分の育ってきた経過を整理できず、空想が多く、自尊感情も低い。「それが虐待の影響なのか、コミュニケーションを取るのが難しい知的障害の子の場合、特にはっきりわからない」と施設長は言う。職員たちは、障害児が一般の生活ができるよう支援するノウハウは持っているが、心のケアは専門外だからだ。「そこで、心理士とともに対処することにしたのです」

この施設で暮らす女兒（6）は未熟児で生まれ、脳性まひと診断された。両脚に補助具を付け、知的な障害も抱えている。

生まれて間もなく、母から虐待を受け、病院の通報で児相に保護された。母は当時の警察の調べに「手がかかり、かわいいと思えなかった」と供述している。

乳児院や児童養護施設を経てこの施設に来た当初、女兒は職員の様子をうかがうように上目遣いで接してきた。他の子と関わろうとせず、テレビの前でアニメに没頭していた。

変化が見えたのは、今年に入り週1回のカウンセリングを受け始めてからだ。

共同生活をしている子供たちには、自分だけのものは少ない。そんな中で、カウンセリングルームは、心理士を独り占めできる「特別な空間」だ。2人きりでおもちゃで遊んだり、絵を描いたりするうち、女兒は少しずつ心を開きだしたという。

女兒は最近、職員に「お母さんにたたかれた夢を見た」「いやだった」と言えるようになった。友達と仲良く遊べるようになってきた。職員は「まだ短期間だが、我慢していた感情が、うまく出せるようになってきた」と喜ぶ。

しかし、この施設のように、心理士を雇い、専用の部屋を設けている障害児入所施設はまだ少ない。

施設の多くは、心理士を雇えない理由に「予算不足」を挙げる。

国は2009年度から、心理士など「心理指導担当職員」を雇った福祉型の障害児入所施設に加算金を支給しているが、受け取ったのは昨年4月時点で全国272施設中、4分の1にとどまっている。医療型の施設への加算金制度は今年度始まったばかりだ。

女兒のいる施設では月約25万円の加算金を受け取っているが、非常勤で雇う心理士数人の人件費は計約45万円で、年200万円以上の持ち出しだ。施設間の温度差も大きく、「うちでは入所者を受け入れるのに精いっぱい、予算も部屋を設けるスペースもない」という施設もある。

鳥取大の井上雅彦教授（臨床心理学）は「知的障害や発達障害、虐待の影響などについて、分野を超えた知識を持つ専門家はわずかだ。その上、給与など待遇面が良くないため、能力のある人材はなかなか集まらない」と指摘する。

女兒の施設では、ほかにも多くの子にカウンセリングの効果が表れている。

3歳の時に父親から虐待を受け、半身にまひが残った男児（12）は当初、能面のように表情がなかったが、数年後には「お父さんに会いたい」と言い、職員を驚かせるまでになった。

母親から育児放棄され、入所してきた6歳女兒の場合、心理士が、誰も知らなかった性的虐待の被害に気づいたという。

「虐待の傷を抱えた子供たちのケアは、今の障害児入所施設にとって、差し迫った課題だ」と施設長は強調する。「心理士のおかげで、子供たちはもちろん、対応に悩む職員の多くが救われてきたのです」（喜多俊介）

<ハンセン病>家族ら提訴へ 差別波及で国に賠償や謝罪要求

毎日新聞 2015年11月30日

国の誤ったハンセン病隔離政策を巡り、元患者の家族たちが「家族も深刻な差別被害を受けたのに、国は対策を講じなかった」として、国に謝罪や賠償を求める新たな国家賠償訴訟を集団で起こすことになった。隔離政策を違憲と認め、国に元患者への賠償を命じた国賠訴訟熊本地裁判決（2001年）当時の弁護団が全国から原告を募り、年明けに熊本地裁に提訴する。ハンセン病恒久対策で唯一枠外に置かれていた家族の被害に国がどう向き合うかが問われる裁判となる。

隔離政策の影響で、患者の家族は結婚や就職など社会生活のあらゆる場面で厳しい差別にさらされてきた。01年の違憲判決確定後、国はハンセン病補償法を制定し、元患者ら計1万1666人（8月1日現在）に補償金などとして500万～1400万円を支払ってきたが、家族固有の被害に対する救済措置は設けられなかった。

死亡した元患者の遺族は一時金を受け取ることができるが、元患者自身の賠償請求権を

相続したという位置づけに過ぎない。患者の家族であることを隠している人も多く、弁護士は請求を諦めているケースが相当数あるとみている。

家族が元患者とともに国賠訴訟に加わり、自身の被害を訴えることは可能だったが、かつては家族同士の情報交換の場がなく、集団で声を上げる動きにはつながらなかった。弁護団の側に家族の相談に応じる余裕がなかった面もあったという。その後、03年に家族や遺族が「れんげ草の会」(事務局・熊本市)を結成。毎年開かれるハンセン病市民学会でも家族の問題が議論され、交流が進んだ。

また、元患者の遺族が単独で起こした訴訟で、今年9月に鳥取地裁が時効などを理由に請求を棄却する一方、「国は患者の子に対する偏見・差別を除去する措置を取るべきだったのに放置した」として、家族の被害に対する国の賠償責任を認める判断を初めて示した。これを機に、家族から「被害を訴え、国に謝罪を求めたい」との声が上がった。

隔離政策の根拠となっただけなら予防法の廃止から20年が経過する来年3月末で損害賠償請求権が消滅するため、弁護士は早急に原告を募り、3月末までに2回に分けて提訴する予定。特に被害が深刻だとされる元患者の子と、発症時に同居していた家族に原告を絞る方針で、既にれんげ草の会の8人が参加の意向を表明しており、今後さらに増える見通し。国の責任を明確にし、全ての家族に対する支援の制度化につなげたい考えだ。訴訟に関する問い合わせは、菜の花法律事務所(096・322・7731)へ。【江刺正嘉】

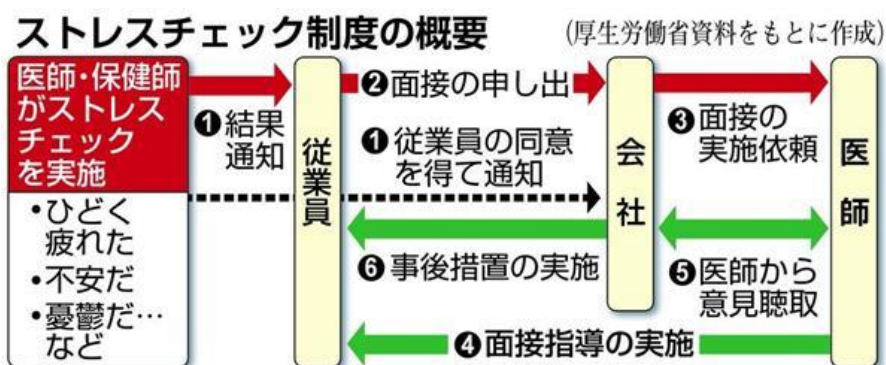
◇ハンセン病

感染力が弱い「らい菌」による慢性感染症で、主に皮膚や末梢(まっしょう)神経が侵される。かつては遺伝病と考えられて恐れられた。戦後は化学療法で完治するようになったが、日本では患者を根こそぎ療養所に収容する「無らい県運動」が全国的に繰り返され、患者だけでなく家族全員が厳しい差別や偏見にさらされた。1960年に世界保健機関(WHO)が差別法の撤廃などを提言したが、96年にらい予防法が廃止されるまで約90年間も隔離政策が継続。熊本地裁は2001年の判決で60年以降の隔離を違憲と断じた。

マイナンバーで手が回らない！ ストレスチェック義務化も中小企業は様子見ムード

産経新聞 2015年11月29日

ストレスチェックの義務化に合わせ、企業では従業員のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取り組みが広がる。ただ、目立つ取り組みは大企業が中心だ。他の制度変更に伴う対応に追われる中小企業では“様子見ムード”も広がる。



伴う対応に追われる中小企業では“様子見ムード”も広がる。

コンビニエンスストア大手のローソンは、平成21年からインターネットで社員がストレスチェックを行う仕組みを導入した。高ストレス者の早期発見で、心の不調が重症化するのを防いでいるという。

従来、ストレスチェックは社員1人当たり年間5000円程度の費用がかかった。中小企業が多く加盟する東京商工会議所によると「(中小の多くは)まだ様子見。導入済みという話はほとんど聞かない」という。

東商によると、中小の総務・人事部門は現在、税と社会保障の共通番号(マイナンバー)

への対応に追われており、手が回らないのが実情だという。また中小企業関係者からは、ストレスチェックが義務化されても「罰則規定がないので、導入見送りもある」との声も聞こえてくる。

ただ、従業員の健康管理を進める上で、今後ストレス対策は不可欠だ。三井ホームでは、本社の一部で就業中にリラックスする音楽を流すほか、残業削減に向けグループ単位で業務負担を調整する「終礼」を導入するなど、ストレス削減に向けた施策を急いでいる。

運用前に抑えておきたい！ 「マイナンバー」が必要な“銀行取引”とは？

上毛新聞 2015年11月30日

まもなくスタートするマイナンバー制度。まずは2016年1月より、社会保障、税、災害対策の手続きに関わる運用が始まる。それと同時に、様々な銀行取引においても提示を求められる場合があるようだ。事前にしっかり抑えておこう。

法令（マイナンバー法）では、主に以下のような取引で提示が必要になる。継続利用、新規申し込みは問わない。

【個人の場合】

- ・投資信託、公共債などの証券取引全般
- ・マル優、マル特（障がい者や遺族年金受給者などの非課税貯蓄）
- ・財形貯蓄（年金、住宅）
- ・外国送金（支払い、受け取りなど）
- ・信託取引（金銭信託など）

【法人の場合】

- ・投資信託、公共債などの証券取引全般
- ・定期預金、通知預金
- ・外国送金（支払い、受け取りなど）
- ・信託取引（金銭信託など）

これらの取引を行う際は、「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」を知らせる必要がある。なお、制度開始前でも銀行から提示を求められることもあるそうだ。

2018年からは、マイナンバーと金融機関の預金口座がひもづけられることも決定している。当初は任意とされているものの、数年のうちに義務化されるのではないかとの予測もある。いずれにせよ、直前になって慌てることのないよう、自分に関係のありそうな手続きについては情報を頭に入れておくことが大切だ。

参考：一般社団法人 全国銀行協会 Web サイト

厚労相 自治体への医療費補助の減額 来春に結論 NHKニュース 2015年11月29日

塩崎厚生労働大臣は、京都市で、全国知事会の会長を務める京都府の山田知事と会談し、国が、子どもの医療費を独自に助成する地方自治体に対し、補助金を減額している現在の制度を見直すかどうか検討を進め、来年春をめどに結論を出す考えを示しました。

子どもの医療費を巡って、国は、独自に助成を行っている地方自治体に対し「助成によって一般的に医療費が増える事態となっており、その分は各自治体が負担すべきだ」などとして、国民健康保険などへの補助金を減額する措置を取っています。

これについて、京都府の山田知事は「減額制度は自治体による少子化対策の取り組みを妨げている」などとして制度を廃止するよう求めました。これに対し、塩崎厚生労働大臣は「自治体から要望があることは承知している。来年の春をめどに答えを出したい」と述べました。

このあと塩崎大臣は記者団に対し、「政府として子育て支援を強力に推し進めている一方

で、今の制度は子どもの医療に配慮するとペナルティがかかるという逆方向のメッセージを発している。ただ一方で、財源の問題を解決しなければ改革はできないので、セットで答えを出していきたい」と述べ、制度を見直すかどうか検討を進め来年春をめどに結論を出す考えを示しました。

女性活躍とは「女を男にして働かせること」ではない

日本経済新聞 2015年11月30日

資生堂は、女性活躍推進の一環として、子育てを理由とした短時間勤務中の美容職社員に遅番や土日勤務を求める働き方改革を始めた。これまで「子育て中の女性に優しい会社」という印象が強かった資生堂の新しい施策はNHKでも取り上げられ、一部からは「時短勤務者に冷たいのではないか」との声も上がり、「資生堂ショック」と話題になっている。

日本をはじめ各国の女性活躍推進の取り組みについて詳しい日本女子大学人間社会学部教授の大沢真知子さんは、「資生堂ショックは、日本が時代の転換点を迎えていることを示す重要な変化」と指摘する。女性が仕事と家庭を両立させて活躍する社会の実現のためには、家庭での男性の家事・育児の分担、長時間労働の是正、さらには働くお母さんを支える社会のインフラ作りが欠かせないという。

■仕事における「女性活躍推進」だけではまったく不十分

(C) Pixta

「資生堂ショック」と言われる資生堂の働き方改革は、一見女性に厳しい改革のように見える。しかし、会社が両立環境に関する聞き取りを行い、協力者が身近にどうしてもいない場合はベビーシッター代の補助を提案するなど環境を整えたうえで、来店客の多い夕方や夜、土日の勤務を入れている。それによって、育児中の社員にもキャリアアップにつながる仕事経験を積ませることができるようになった。NHKの番組で取り上げた家族のケースでは、遅番のときは夫が保育園のお迎えをすることで、それが可能になっている。また、妻は「時短勤務者だからやる気がないと思われたくない。これからはさらに上を目指して責任ある地位について活躍したい」と答えている。



今まで日本では、働くお母さんの増加という問題に、女性が仕事と育児の二重労働を担い、男性は主に仕事をするということで対応してきた。その結果、女性が子どもを養育しながら男性と同じように活躍することは難しく、子どもを育てながら女性ができる仕事も限られてきたのである。

今回の資生堂の方針転換は、いま述べたような現状に対して、時短勤務者にもフルタイム勤務者と同様の成果を求める代わりに、活躍の機会を与えるというものである。背後には働く女性が増えたことに加えて、女性の勤続年数が長くなり、一般職の女性のなかにも中核人材として期待される女性社員が増加したこと。さらには企業内の両立支援策が充実され、育児中の女性の時短勤務が広がったことがある。その結果、出産後も継続して働く女性が増えている。

また、企業においては競争が激化し、女性社員を一時期にせよ「戦力外」として扱う余裕がなくなっていることもある。資生堂のように育児中の社員も戦力とするよう、会社側も時短勤務者側も意識を変えていこうとする会社もある一方で、戦力外として暗に退職を迫る会社も増えている。いわゆるマタハラ（マタニティハラスメント）と呼ばれる違法行為である。

なぜ女性は出産すると戦力外とみなされてしまうのか。それは先に述べたように、日本がいまだに「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が前提とされた社会のままだからである。

安倍政権が推進する「女性が活躍する社会」を実現するためには、仕事の領域において

女性の活躍を推進するだけでなく、男性が家庭において働く妻を支え家事や育児を分担することが求められる。後者の変革も同時に進める必要があるのである。加えて保育園の整備など、社会が子育て環境を整備することも必要だ。

保育園のお迎えのために夕方に退社できる早番勤務を選んでいる社員が、昼から閉店までの遅番勤務や土日勤務に入るためには、誰かが代わりに保育園のお迎えに行かなくてはならない。祖父母やベビーシッターに依頼する人もいるだろうが、夫が定時に上がってお迎えに行き、夕食準備などの家事育児を行う必要に迫られるケースも増えるだろう。「資生堂ショック」は、妻の活躍には夫の協力が不可欠であり、女性が活躍するためには男性も働き方を変えなければならない、という厳しい事実を突き付けたものなのだ。

■「長時間労働」と「性別役割分業」が、女性活躍を妨げる根本原因

男性も好きこのんで残業をしているわけではない。男性も週の何日かは残業をせずに定時に退社できれば保育園のお迎えに間に合うし、家族そろって夕食を囲むことも可能だ。繰り返しになるが、女性活躍を妨げている根本的な原因は、家庭での夫と妻の分担が不平等なことにあるのである。さらには、その前提のもとに長時間労働がある。確かに正社員の仕事の負担は増加しているが、同時に、長時間労働が評価される仕組みがあり、背後には「長時間労働をしなければ活躍できない」という思いこみがあるのではないだろうか。

私は、政府が「女性が輝く日本」などと女性活躍推進の旗を掲げたものの、今一つ大きな広がりを見せないままトーンダウンしている原因が、この家庭での負担の不平等に政府が踏み込んでいないことにあるのではないかと見ている。女性活躍推進法は成立したが、男女両方がキャリアを手にする時、誰が家事育児を担当するのか、長時間労働の問題をどうするのか、といった議論は広がらず、女性たちが活躍できる明るい展望は一向に見えてこない。さらに、都会では、保育所不足も切実だ。

このように、両立環境も不十分で、かつ家事や育児は女性の仕事であり、職場では「長時間労働をしなければ活躍できない」といった価値観が存在している。ここにメスを入れなくて、人材不足を補うべく「女性を男並みに働かせよう」とするのは無理がある。女性活躍とは「男は仕事、女は家庭」という価値観のなかでできた仕組みの中で、女を男にして働かせることではない。それはむしろ少子化をさらに進める結果を招くことだろう。

女性が活躍し、出生率の回復に成功した国では、どこも家庭における夫婦の不平等の是正に成功している。

日本も、長時間労働の問題や家庭における男女の不平等の問題に手をつけないままでは、女性が安心して子どもを産み、活躍する社会は実現できないだろう。「資生堂ショック」は、女性社員のみならず両立支援をしても女性が活躍する社会は実現できないことを明らかにした事例なのである。誰もが活躍できる社会を実現するためには、家庭における男女の不平等の問題や「長時間労働」の是正が不可欠なのである。それをどのようにして実現させていくのか。いま日本の女性労働問題は新たなステージに入り、日本社会は大きな時代に転換点に立っている。「資生堂ショック」は、一社だけでは対応できない、社会全体で解決していかななくてはならない問題を提起しているのである。



大沢真知子さん 日本女子大学教授。南イリノイ大学経済学部博士課程修了。Ph.D (経済学)。シカゴ大学ヒューレット・フェロー、ミシガン大学助教授、亜細亜大学助教授を経て現職。著書に『女性はなぜ活躍できないのか』(東洋経済新報社)などがある。

(構成 井上佐保子) [nikkei WOMAN Online 2015年11月13日付記事を再構成]

